

令和6年度 第1回 山梨県建築審査会 会議録

山梨県建築審査会条例第7条の規定により次のとおり会議録を作成する。

- 1 日 時 令和6年11月14日（木） 10:00～11:00
- 2 場 所 恩賜林記念館 1階 東会議室
- 3 出席者
(委 員) 石川恵、入倉修、長田正彦、松浦芳恵、武藤慎一、須田由紀、笠井英俊
(事 務 局) 建築住宅課長、建築物防災対策監、課長補佐、建築審査担当
- 4 傍聴者の数 なし
- 5 会議に付した案件
 - (1) 審査事項
 - ・建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可について
 - (2) 報告事項
 - ・建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可に関する報告
- 6 議事結果
別紙会議録による

■事務局

- ・ それでは、これより議事に入らせていただきます。建築審査会条例第4条の規定により、議長は、会長にお願いいたします。なお、議事に先立ちまして、会議録署名委員を決めて頂きたいと存じます。署名委員は、建築審査会条例第8条第2項の規定により会長が指名することとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

■武藤会長

- ・ それでは、松浦委員と笠井委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
- ・ では、議事に入ります。第1号案件の審査事項について、事務局から説明願います。

審査事項（第1号案件）

事務局から資料により説明

■武藤会長

- ・ 事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

□笠井委員

- ・ 今回の案件のように、基準である50㎡を超える場合の判断基準や条件は定めているのでしょうか。

□事務局

- ・ 判断基準や条件は定めておらず、申請理由や周辺に対する影響等から個別に判断しております。

□入倉委員

- ・ 住宅を建てた際に、自動車車庫を含めた計画としていた場合はどういった審査方法になるのでしょうか。

□事務局

- ・ 同時に申請があった場合は敷地一体で審査を行います。

□須田委員

- ・ 主の建築物よりも附属建築物が大きくなることはあるのでしょうか。附属建築物の面積に制限はあるのですか。

□事務局

- ・ 附属建築物に面積の制限は設けておりません。このため主の建築物よりも附属建築物

の面積が大きくなることもあります。

■武藤会長

- ・ 他にご意見等ありますか。
- ・ 他にご意見がなければ、審査事項に関しては同意としてよろしいでしょうか。

□委員

(意見無し)

■武藤会長

- ・ それでは、この案件については、同意することとします。
- ・ 審査事項は以上となります。
- ・ 引き続き、第2号案件の報告事項について、事務局から報告願います。

報告事項

事務局から資料により報告

■武藤会長

- ・ この案件については、包括同意基準に沿って許可を行った報告ですので、同意について了承いたします。
- ・ 以上で、本日の議事は終了いたします。

■事務局

- ・ ご審議ありがとうございました。その他として、委員の皆様から何かございますか。

■事務局

- ・ ご意見等がないようですので、只今をもちまして、建築審査会を閉会させていただきます。

本会議録は、会議の内容を掲載したものに相違ないことを記すため、ここに署名する。

会 長 _____ 印

会議録署名委員 _____ 印

会議録署名委員 _____ 印